

## 第6回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2021年6月4日（金）10:00～11:00
2. 場 所：経済産業省本館17階第3特別会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、川澤委員、木村委員、  
藤居委員

（議事次第）

調達等の在り方に関する検討について

（議事概要）

佐々木会計課長より資料1から資料4について説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

<調達等の在り方に関する検討について>

検討事項

（1）一者応札

- 大規模事業における担い手については、それらを確実に履行できる適切な事業者が担うことが重要。そのうえで、行政側としても分割発注等の手法を通じて、適切な事業者が担うように、行政側の発注の在り方や立て方についても検討する必要がある。
- 公的サービスの重要性は、年々高まっており、さらにこのコロナ禍による影響により加速化している。
- 公的サービスの担い手については、担い手になり得る各組織の特徴からそれぞれの機能や専門性を勘案しつつ、様々なITツール等を活用した新たな手法を検討していくことが必要。
- 公的サービスの必要性に基づき、事業当初から事後までのモニタリング機能の重要性も高まってくるので、ゲートウェイレビュー制度等も活用しつつ、公平性・透明性の確保することが必要。

①実費精算の考え方

- 人件費の弾力化については、委託費や補助金に係る支出金額を引き上げる結果になる可能性がある。事業者側も他の事業との絡みで利益をあげている場合もあり、単に当該事業の費用がかさむだけの結果とならないように配慮する必要もある。
- 補助金事業への一般管理費の計上は、複数応札への有効な手段と考えられるが、現状では優先度としては低いと思われる。導入にあたっては、

同じ事業者が応札することで、特定事業者だけがさらなる恩恵を受けるような運用とならないように、競争性確保による事業執行効率化の前提に立って慎重に検討することが必要。

## ②巨額の予算執行管理

- 巨額の予算管理が民間企業の経理へ非常に大きな影響を及ぼしている点については理解できるため、追加的な開示方法や説明方法などについて、会計分野の関係者とも別途、議論が必要になる。
- 企業会計の情報開示の在り方として、今回のような公的サービスにかかる金額については、貸借対照表の中で特別の枠や注記にて表示するなど、通常とは別の方法で開示することを検討することも可能と考えられる。

## ③要員確保の課題

- 事業における効率性を重視する場合は、高い専門性を要する人材を多く確保している事業者へ依頼したほうが質の高いサービスを提供できることも確かであるため、人材活用においては様々な組織体の特徴を勘案しつつ、事業における効率性と、調達における競争上の公平性を確保しながら対応することが重要。

## (2) 再委託費率

- 再委託理由書については、事業者からの理由内容を詳細に確認するプロセスを充実させる必要がある。また、事業途中の履行体制の変更などについても、柔軟に適切性を確認する必要がある。
- 再委託内容の妥当性を確認する上で、事業者に対して内容によっては再委託内容を再検討してもらうことを入札の段階や事業途中でも明確に伝える必要がある。
- 行政側で再委託の妥当性を確認する上では、受託者自身の役割や機能についても確認することが必要。

## (3) その他

### ①補助金交付等停止措置について

- 適用処置の基準期間の設定については、経済産業省としての説明責任が発生することを認識しつつ内容を検討していく必要がある。
- 委託先、外注先については、契約上では直接的に経済産業省とは無関係となるため、受託先からそれぞれの委託先、外注先へ本措置内容の適用について何らかの形で周知しておくことが必要。
- 本件要領は、あくまでも行政の内部的な基準であるため、実際の運用においては、個々の措置における理由の提示のあり方を含めて、柔軟性をもって対応することも必要。